

年 月 日

尾鈴土地改良区  
理事長 様

住所  
氏名 印  
TEL

給水栓開栓届出書

下記、農地について、尾鈴土地改良区給水栓使用手続規程第5条の規定により、給水栓の使用開始を届出ます。

記

農地の所在	面積 (㎡)	作目名	ハウス面積 (㎡)	給水栓数
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
町大字 字				
開栓希望日	年 月 日	開栓日	年 月 日	
利用権設定の場合	所有者住所・氏名	住所	氏名	

備考

給水栓の使用を休止するときは、必ず閉栓手続が必要です。閉栓手続をしない限り、継続して賦課されます。

## 誓約書

尾鈴土地改良区理事長 様

畑地かんがい用水を使用するにあたり、下記の事項を遵守する事を誓約いたします。

### 記

1. 給水栓の管理は、自己の責任において確実に行います。
2. 自らの過失で給水栓を破損させた場合は、速やかに尾鈴土地改良区へ報告し、復旧工事の費用については全額負担します。
3. 給水栓開栓届を提出していない農地及び、受益地外の農地へ畑地かんがい用水を運搬して使用しません。
4. 畑地かんがい以外の目的で用水を使用しません。
5. 給水栓使用手続規程、畑地かんがい使用許可規程に違反した場合、給水停止等の処分がなされても異議申立てを行いません。

以上

年 月 日

住所

氏名

⑩